

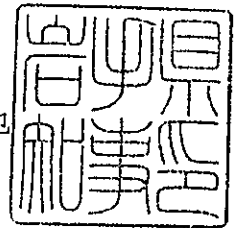
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 青森県八戸市八太郎六丁目12番4号

氏 名 環境技術株式会社 代表取締役 倉成 諭
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日 令和 6年11月17日

許可の有効年月日 令和11年11月16日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

- ・燃え殻
- ・汚泥
- ・廃油
- ・廃酸
- ・廃アルカリ
- ・廃プラスチック類
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・動植物性残さ
- ・ゴムくず
- ・ばいじん

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの

無

以下余白

2. 許可の条件

以下余白

3. 許可の更新又は変更の状況

平成11年11月17日 当初許可

平成16年11月17日 更新許可

平成18年11月21日 変更届出書受理 (代表者を浅香節夫から変更したこと。)

平成21年 2月23日 変更届出書受理 (本店所在地を青森県八戸市大字河原木字浜名谷地1番地1から変更したこと。)

平成21年11月 4日 変更届出書受理 (産業廃棄物の種類から燃え殻、鉾さい、動物のふん尿、動物の死体、ばいじんを削除したこと。)

平成21年11月17日 更新許可

平成22年 2月15日 変更届出書受理 (産業廃棄物の種類について、「自動車等破砕物であるものを除く。」と限定したこと。)

(以下、裏面記載)

平成22年 6月 9日 変更届出書受理（代表者を石鉢芳雄から変更したこと。）
平成26年 11月 17日 更新許可
令和 元年 8月 22日 変更届出書受理（産業廃棄物の種類から廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類を削除したこと。）
令和 元年 11月 17日 更新許可
令和 6年 3月 29日 事業範囲の変更許可（産業廃棄物の種類に燃え殻、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、ばいじんを追加したこと。）
令和 6年 11月 17日 更新許可
以下余白

4. 積替え許可（盛岡市の許可）の有無 無
以下余白

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無
以下余白

COPY